予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:医務費 目:医療整備対策費

事業名 被ばく医療研修訓練事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号:058-272-1111(内 2535)

E-mail: c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

4,434 千円 (前年度予算額:4,434 千円)

<財源内訳>

				財			内	内 訳			
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	生 174 人	7. 11h	旧 生	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 債	財	源
前年度	4, 434	4, 434	0	0		0	0	0	0		0
要求額	4, 434	4, 434	0	0		0	0	0	0		0
決定額											

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・平成24年に原子力災害特別措置法及び原子力災害対策指針が改正され、岐阜県の一部がUPZ(緊急時防護措置準備区域)に該当することとなった。また、岐阜県独自の放射性物質拡散シミュレーション結果もふまえ、岐阜県地域防災計画に原子力災害対策編を新たに策定し、平成25年3月に県地域防災計画の変更が行われたところである。
- ・県地域防災計画「原子力災害対策計画」において、県医療救護チームは、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の予防服用などの原子力災害医療活動を統括するとされている。また、そのために必要となる医療従事者の派遣等を、災害拠点病院等に対し要請することとされているほか、医療機関に搬送し、放射線被ばくに対する医療措置が必要な患者の発生も想定される。
- ・これまで、岐阜県では、県内の医療従事者等の放射線災害や被ばく医療等に関する研修を行ってきたが、平成27年度の原子力災害対策指針の改正で、立地道府県等の役割として、原子力災害医療に関係する者に対する研修や訓練の実施等が明示されたことから、今後とも継続した研修や訓練が必要。

(2) 事業内容

・県内の医師、看護師、放射線技師等医療関係者及び搬送を担う消防機関、行政関係者を対象とした原子力災害時の医療対応に関する研修会を開催し、県内の原子力災害医療体制を整備する。

(3) 県負担・補助率の考え方

・岐阜県の一部がUPZに該当するため、原子力発電施設等緊急時安全対策 交付金を使用する。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細			
旅費	71	職員の業務旅費 (原子力災害医療関係)			
委託料	4, 363	研修会開催			
合計	4, 434				

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ
 - 岐阜県地域防災計画【原子力防災対策計画】

第3章-第7節-1組織等

- (1) 医療救護チームの設置
- (2) 医療救護チームの業務
 - 原子力災害医療活動を統括
 - ・所掌事務…避難退域時検査、安定ヨウ素剤の予防服用など
- (3) 医療従事者の派遣要請等
- (2)後年度の財政負担

県費負担なし。

(3) 事業主体及びその妥当性

・原子力災害医療活動に必要な体制の確立は、原子力防災対策計画上、県の役割であり、必要な人材育成、体制整備を図る必要がある。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

放射線の基礎から避難退域時検査、救護所設置・運営など原子力災害医療に関する研修会を開催し、関係者に対する原子力災害医療に関する知識の習得、放射線災害に対する意識の向上、県内原子力災害医療提供体制の整備を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の)推移	現在値	目標	達成率
被ばく医療に関する	0	8	6	14	18	78%
研修会等実施回数	(H24)	(H28)	(H29)	(R1)	(R3)	
						%
	(H)	(H)	(H)	(R)	(R)	ļ

〇指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
 - ○岐阜県原子力防災訓練(避難退域時検査及び簡易除染)に関する事前研 修会

受講対象者:医療関係者、自治体職員、保健所職員

開催日 (受講者数):11/18 (22)

○岐阜県原子力防災訓練(避難退域時検査及び簡易除染)及び振り返り会

受講対象者:医療関係者、自治体職員、保健所職員

開催日(受講者数):11/24(17)

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

令和元年度の研修には、延べ39名の医療関係者等が参加し、原子力災害 医療に対する知識習得、意識醸成を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価) 福島第一原子力発電所事故後、岐阜県も原発立地県の隣接県とし

て原子力災害医療体制の整備を図っていく必要があり、その基本

○ となる医療従事者等の知識習得、意識醸成が重要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 原子力災害医療体制の整備に向け、県内医療従事者等の知識・技

能の習得、意識醸成を図ることができた。

0

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価) 原子力災害医療に関する知識などを効率的に教育・研修するため、

外部の専門機関への委託により受講者のレベルに応じた内容での

研修や訓練を実施する予定である。

(今後の課題)

0

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

原子力災害医療に関する研修会の実施と並行し、国や他の道府県の動向を 見据え、県内被ばく医療体制の構築を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

原子力災害医療体制を構築し、その体制を実効性あるものとしていくには、 県内医療従事者等の原子力災害医療に関する知識の習得、意識の醸成が必須 であり、今後も継続して研修会等を開催していく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	